

国民健康保険税を計算してみませんか

7月には国民健康保険に加入しているご家庭に国保税の納税通知書が送付されます。5月号でも紹介していますが、今年には大幅な税法改正と税率改正が行われていますので、納税通知書がお手元に届く前に5月号も参考にしながらご自身で計算してみたい方が多いのではないでしょうか。

注意 1

今回の計算方法は、1年分(4月～3月)で計算しています。途中で国保に加入したり、喪失した場合は月割で計算することになります。

注意 2

所得が低い世帯には均等割と平等割が軽減されます。軽減は7割・5割・2割の3種類有り、所得金額と世帯人数により決定されます。

計算事例 世帯主 **67歳** (商店経営)
妻 **63歳** (専業主婦)
2人世帯

用意するもの

- ①確定申告書の写し(会社で年末調整を行っている方は源泉徴収票) ②固定資産税の納税通知書(6月中旬に送付されたもの)



(1) 医療給付分の計算

①所得割 (国保加入者の所得に応じて計算) **合計所得金額** **基礎控除** **税率** **所得割額 A**
(2,014,398 円) - 33 万円 × 9% = (151,595 円)

※確定申告書 A の場合は⑨、B の場合は⑤に記載されている金額
※会社で年末調整を行っている方は源泉徴収票の給与所得控除後の金額

②資産割 (国保加入者の資産に応じて計算) **固定資産税** **税率** **資産割額 B**
(123,300 円) × 30% = (36,990 円)

※土地・家屋の固定資産税(都市計画税・償却資産は除く)

③均等割 (国保加入者の人数に応じて計算) **国保加入人数** **税額** **均等割額 C**
(2 人) × 32,000 円 = (64,000 円)

④平等割 (1 世帯あたり) **平等割額 D** (32,000 円)

所得割額 A **資産割額 B** **均等割額 C** **平等割額 D** **医療分年税額 E**
(151,595 円) + (36,990 円) + (64,000 円) + (32,000 円) = (284,500 円)

※年税額の限度額は 53 万円。100 円未満切捨て。

(2) 介護納付分の計算

(40 歳から 64 歳の国保加入者が対象)

①所得割 **合計所得金額** **基礎控除** **税率** **所得割額 F** ②資産割 **固定資産税** **税率** **資産割額 G**
(0 円) - 33 万円 × 1.1% = (0 円) (0 円) × 3% = (0 円)

③均等割 **国保加入人数** **税額** **均等割額 H** ④平等割 **平等割額 I**
(1 人) × 5,800 円 = (5,800 円) (5,000 円)

所得割額 F **資産割額 G** **均等割額 H** **平等割額 I** **介護分年税額 J**
(0 円) + (0 円) + (5,800 円) + (5,000 円) = (10,800 円)

※年税額の限度額は 8 万円。100 円未満切捨て。

(3) 納税通知書の金額

医療分年税額 E **介護分年税額 J** **年税額合計**
(284,500 円) + (10,800 円) = (295,300 円)

括弧内の部分をご自身の金額に置き換えて計算してみてください。

福祉

該当と思われる方は申請を児童手当(特例給付)

児童手当(特例給付)は、就学前児童を養育している方で前年の所得額が一定額未満の場合に支給されます。

出生・転入などにより、新たに対象になるとされる方が手当の支給を受けるためには、認定請求をする必要があります。また、児童手当は養育者からの申請がないと支給されません。

▼所得制限限度額 表のとおり(所得制限を越える場合は支給されません。)

▼認定など 児童手当(特例給付)は、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。遡って支給されることはありません。

▼その他 申請書のほかに「年金加入証明書」「所得証明書」など、必要に応じて添付書類を提出していただくことがあります。

▼詳細 福祉部子育て担当(「ゆとろ」内・☎3-3024)

平成 15 年度所得制限限度額(万円)

扶養親族等の数	児童手当(国民年金等加入者)	特例給付(厚生年金等加入者)
0 人	301	460
1 人	339	498
2 人	377	536
3 人	415	574
4 人	453	612
5 人	491	650

年金

国民年金保険料の納付は口座振替がおすすめです

国民年金保険料は国(社会保険事務所)から送付される納付書で各金融機関や郵便局で納めていた

だくこととなっておりますが、電気・ガス・水道などの公共料金と同じように預貯金口座から自動的に引き落とすこともできます。

「仕事や旅行、入院などで不在がち」、「忙しくて納めに行く時間がない」という方はぜひ口座振替をご利用ください。毎月保険料を納めに金融機関に行く手間が省け、「ついうっかり」といった納め忘れの防止にもなります。

手続きは、納付書・預貯金通帳・通帳使用印を持参のうえ、各金融機関や郵便局、または社会保険事務所です。当月分の保険料は翌月末日に引き落とされます。

役場窓口年金相談日

7月9日・30日の水曜日
役場 1 階国保年金係へお気軽にお越しください。

年金保険相談所の開設

主催 札幌北社会保険事務所
日時 7月18日(金)10時～15時
場所 商工会館(錦町)

歴史

参加しませんか 文学碑の献花式と映画上映会

町出身の作家、本庄陸男の代表作「石狩川」は、町開拓の歴史的小説として有名です。

本庄氏の偉業を後世に残す文学碑「石狩川」での献花式に参加してください。

また、献花式に先立って小説「石狩川」を映画化した「大地の侍」を上映します。

本町のルーツがわかるこの映画をぜひご覧ください。

文学碑「献花式」

▼日時 7月23日(水)11時～
▼場所 ビトエ(石狩川前堤)

本庄陸男が描いた開拓史

「大地の侍」上映会

▼日時 7月22日(火)18時～
▼場所 西当別コミュニティセンター(太美町)
▼主催 当別町観光協会
▼問合せ 同協会事務局(「役場商工課」内・☎3-3129)

まちの駅アウル

を利用しませんか

まちの駅「アウル」は、各種サークルの発表、ミニコンサート・フリーマーケット・地場農産物販売などのイベントに、個人・学生・商業者、各種団体を問わず誰でも無料で利用できる自由空間です。

利用については、当別町商工会または、役場経済部商工課に使用申請書を提出することにより利用できます。



まちの駅アウル大園芸市

イベントに関する相談なども受付けていますので、お気軽に問い合わせください。

多くの皆様の利用をお待ちしています。

料飲店まつり

野外ビアパーティー

日時 7月29日(火)

17時～20時

場所 まちの駅「アウル」カラオケ大会・出店もあるよ。

主催 当別料飲店組合

▼問合せ 当別町商工会(☎3-2447)または、経済部商工課(☎3-3129)へ。